

## 入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 1 再度の入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 1 項第 8 号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効とする時点の取扱い)

- 2 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
  - (1) 審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目
    - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する場合
    - ②建設業法第 28 条第 3 項もしくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪広域環境施設組合の構成団体において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）
    - ③大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
    - ④大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
    - ⑤入札参加申請書
    - ⑥工事費内訳書・自己採点表
  - (2) 審査順位が公開された日の翌日から起算して 2 日後（本組合における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
    - ①登録種目
    - ②希望種目
    - ③地域要件
    - ④資格審査資料及び自己採点表を提出期限までに提出しなかった場合
    - ⑤建設業許可
    - ⑥経営事項審査
    - ⑦社会保険
    - ⑧配置予定技術者
    - ⑨共通事項 3 に定める関係会社の参加の有無
    - ⑩消費税及び地方消費税の未納
    - ⑪入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
  - (3) 審査順位が公開された日の翌日から起算して 4 日後（本組合における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目

低入札価格調査根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合

(4) 審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後（本組合における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目

(1)及び(2)以外の審査対象項目

(5) 低入札価格調査により無効とする時点は、審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内（本組合における執務の休日を除く）とする。

(無効等となった場合の取扱い)

3 落札候補者が、無効等となった場合、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

(資格審査資料の取扱いの特例)

4 落札候補者が、2-(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料及び自己採点表の根拠資料の提出は要しないこととする。

5 落札候補者が、2-(2)-⑪の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書（落札候補者用）により資格審査資料の提出期限までに提出し、本組合がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料及び自己採点表の根拠資料の提出は要しないこととする。

(無効等とする公表の取扱い)

6 無効等に該当する者がある場合には、本組合ホームページにて、公表する。

(落札決定の取扱い)

7 落札決定予定日については、公告本文に明示する。

また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から起算して10日後（本組合における執務の休日を除く）とし、低入札価格調査を行った案件は審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内（本組合における執務の休日を除く）とする。

(日程等の特例)

8 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合がある。